

港区役所附設会館使用料減免規程

制 定 平成 18 年 1 月 1 日

最近改正 平成 31 年 1 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、港区民センター及び港近隣センター（以下「附設会館」という）における使用料の免除又は減額することができる行事及び団体等を明らかにするために定めるものとする。

(減免基準)

第2条 附設会館の使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用料を免除することができる場合

①別表に掲げる地域コミュニティに寄与する団体、社会福祉関係団体、社会教育関係団体等が主催者として行う、直接、市政・区政に寄与すると認められる公益的な行事又は集会のため、附設会館を使用するとき。

②区役所が事務及び事業を実施するため、並びに附設会館の指定管理者（以下「指定管理者」という）がコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、附設会館を使用するとき。

(2) 使用料を減額することができる場合

各種団体が主催者として行う、本市が協力する必要があると認められる行事又は集会のため、附設会館を使用するとき。この場合における減額率は、所定の使用料の2割とする。

2 附属設備使用料についても、前項の規定に準じて免除又は減額することができる。

(減免基準に疑義がある場合の処置)

第3条 指定管理者は、前条の基準について疑義がある場合は、区長と協議するものとする。

(減免手続)

第4条 使用料の免除及び減額を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申

込書に添えて所定の様式による使用料減免申請書を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の使用料減免申請書を受理したときは、第2条の基準に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めるときに限り、減免の措置をとるものとする。
- 3 指定管理者は、使用料を免除し、又は減額した場合には、当該申請にかかる使用申込書及び使用許可領収書にそれぞれの免除又は減額した旨を明記し、当該減免申請書を添付して保管しなければならない。
- 4 指定管理者は、減免申請書の写しをすみやかに区長に提出しなければならない。
- 5 指定管理者が実施する行事又は集会にかかる使用料の免除については、所定の様式により、区長に申請するものとする。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成18年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成20年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成21年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成22年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成22年8月27日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成25年4月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成27年5月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成 28 年 9 月 1 日から実施する。

附則

(施行期日)

この使用料の免除及び減免措置は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

(別表)

1 地域活動協議会等地域コミュニティに寄与する団体

波除地域活動協議会

弁天地域活動協議会

磯路地域活動協議会

南市岡地域活動協議会

市岡地域活動協議会

田中地域活動協議会

三先地域活動協議会

池島地域活動協議会

八幡屋地域活動協議会

港晴地域活動協議会

築港地域活動協議会

港区地域振興会

港区政協力会

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会港区支部協議会

2 社会福祉関係団体

社会を明るくする運動港区推進委員会

港区民生委員児童委員協議会

社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協議会

港地区保護司会

港区更生保護女性会
港区母と子の共励会
港区老人クラブ連合会
港区身体障害者団体協議会
港区地域女性団体協議会
大阪府共同募金会港地区募金会
港区地域ネットワーク委員会

3 社会教育関係団体

3-1 校園・PTA 関係団体

港区PTA協議会
港区教育親和会
港区学校保健協議会

3-2 こども・青少年健全育成関係団体

港区青少年指導員協議会
港区青少年福祉委員協議会
港区青少年育成推進会議
港区子ども会育成連合会

3-3 生涯学習・スポーツ振興関係団体

港区生涯学習推進会議
大阪市生涯学習推進員港区連絡会
港区体育厚生協会
港区スポーツ推進委員会
みなとすぽーつくらぶ

3-4 人権関係団体

港区人権啓発推進協議会
大阪市企業人権推進協議会港区支部

4 その他の団体

4-1 公正な選挙の執行等に資する団体

港区選挙管理委員会

4－2 防犯・防災・交通安全を主たる目的とする団体

淀川左岸水防事務組合港区防潮本部

「交通事故をなくす運動」港区推進本部

港区安全なまちづくり推進協議会

港区交通指導員会

4－3 保健・衛生・緑化を主たる目的とする団体

港区公衆衛生協会

港区食品衛生協会

健康フェスタ実行委員会

港区健康づくり推進協議会「のぞみ会」

港区食生活改善推進員協議会

すみれ会

一般社団法人 大阪市港区医師会

一般社団法人 港区歯科医師会

一般社団法人 大阪市港区薬剤師会

4－4 商工業の振興等を主たる目的とする団体・納税関係団体

港区商店会連盟

4－5 その他区長が必要と認める団体